

新型コロナウイルス感染症対策期における 活動ガイドライン



認定NPO法人Kacotam

私たちは、コロナ禍においても、「すべての子どもが学びの機会に出会い、自己実現に向けて挑戦できる社会」を目差し、「環境に左右されない楽しい学びの場をすべての子ども・若者へ」届けられるように、創意工夫をこらして活動を行います。

(略称：COVID-19対策期活動ガイドライン)

はじめに

2020年2月末以降、新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）の感染拡大により、断続的に活動を休止せざる終えない状況が発生しました。また、COVID-19の終息が見通せない状況が長期化しており、中長期的にCOVID-19の感染拡大状況や医療資源、社会情勢等、さまざまな要因を総合的に検討して、Kacotamの活動の継続・一時中断・再開・代替を決定する必要がある状況にあります。

「新型コロナウイルス感染症対策期における活動ガイドライン（COVID-19対策期活動ガイドライン）」（「以下、「本ガイドライン」）は、国及び地方自治体や各種業界団体等のガイドラインを参考に、Kacotamの活動の理念や性質を考慮し、活動の継続・一時中断・再開・代替の判断や活動時の感染症拡大防止策、感染発生時の行動等について、その基本的な対応策・方針をまとめたものです。

- なお、本ガイドラインは2021年5月12日の段階で得られている知見等に基づき作成しています
- 今後、状況に応じて、本ガイドラインについては、随時、見直しを行います
- 参考とした資料については巻末にまとめています

ガイドライン策定の基本方針

本ガイドラインの策定にあたり、以下の項目を基本方針としました。

1) 安全配慮

活動に関わるすべての人の生命・健康の安全を確保すること。

2) 子どもの学びを止めない

置かれた状況の正確な分析・理解に基づき、子どもの学びの機会が奪われないように柔軟な発想で活動を行うこと。

3) 不当な扱いや差別などの禁止

COVID-19感染に起因する一切の差別や誹謗・中傷を許容しないこと。

ガイドラインの運用方針

本ガイドラインの運用にあたっては、以下の項目を運用方針とします。

1) 本ガイドラインの拘束力

本ガイドラインは、COVID-19対策期における活動のおおよその目安として策定段階における情報を元に、留意点等をまとめたものです。各活動の個別の判断については、本ガイドラインと判断時点で得られる情報を基に、個別に総合的に判断するものとします。

2) 運用の際の留意点

国及び地方自治体等の方針や指導がある場合には、それらを遵守するとともに、本ガイドライン策定の基本方針に則り、総合的に判断を行うものとします。

活動方針の考え方

- 各事業・活動における活動方針は、北海道における警戒ステージ（1～5）を参考に、各活動の性質を踏まえ、総合的に判断するものとします
- 個別の活動の継続・一時中断・再開・代替については、事業別活動方針を基に、個別の活動の性質や活動実施地域での感染状況を踏まえ、総合的に判断するものとします

北海道警戒ステージと国の分科会ステージ等の対応関係

北海道警戒 ステージ	北海道警戒ステージが想定する状況	新型コロナウイルス感染症対策分科会提言 (2020年8月7日付)	特措法に基づく措置
1	感染者が散発的に発生しており、医療提供体制に大きな支障がない段階	ステージI 感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階	一般的な要請
2	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	ステージII 感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	
3	感染者がさらに増加し、医療提供体制への負荷がより一層高まる段階		
4	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	ステージIII 感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	まん延防止等重点措置 特定地域からのまん延を抑えるための対応
5	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	ステージIV 爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	緊急事態宣言 全国かつ急速なまん延を抑えるための対応

事業別活動方針【学び支援＞学習に取り組める環境】

北海道警戒ステージ	北海道警戒ステージが想定する状況	方針
1	感染者が散発的に発生しており、医療提供体制に大きな支障がない段階	<ul style="list-style-type: none"> ●感染防止策を実施した上で活動を実施する ●流行状況を注視し、状況に応じてメンバー・利用者へ感染防止対策の徹底を要請する
2	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	
3	感染者がさらに増加し、医療提供体制への負荷がより一層高まる段階	<ul style="list-style-type: none"> ●集合・対面型の活動では、状況に応じて、利用定員を通常時の50%程度までにするなど、感染防止策の強化を検討・実施する ●個別訪問型の活動では、状況に応じて、訪問頻度を通常時の50%程度までにするなど、感染防止策の強化を検討・実施する ●非対面での活動の代替が可能なものは、非対面での活動で代替するように努める
4	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	<ul style="list-style-type: none"> ●対面型の活動の頻度を月1～2回までとし、減少した分に応じて代替措置を実施する ●集合・対面型の活動での終了後ミーティングは実施しない ●利用者・メンバーともに複数の拠点への参加を原則認めない ●非対面での活動の代替が可能なものは、非対面での活動で代替するように努める
5	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	<ul style="list-style-type: none"> ●集合・個別訪問を問わず、対面での活動を原則休止する ●ICTを利用した代替措置を速やかに検討・実施する

事業別活動方針【学び支援＞視野が広がる環境】

北海道警戒 ステージ	北海道警戒ステージが想定する状況	方針
1	感染者が散発的に発生しており、医療提供体制に大きな支障がない段階	<ul style="list-style-type: none"> ●感染防止策を実施した上で活動を実施する ●流行状況を注視し、状況に応じてメンバー・利用者へ感染防止対策の徹底を要請する
2	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	<ul style="list-style-type: none"> ●屋内の活動では、利用者・メンバーを合わせて、6名程度までとする ●屋外の活動では、利用者・メンバーを合わせて、10名程度までとする ●実施延期が可能な場合は、極力延期する ●非対面での活動の代替が可能なものは、積極的に代替するように努める
3	感染者がさらに増加し、医療提供体制への負荷がより一層高まる段階	<ul style="list-style-type: none"> ●十分な感染防止策が講じられる場合は実施してもよいが、その他の対面での活動は原則休止する
4	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	
5	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	<ul style="list-style-type: none"> ●対面での活動を原則休止する

事業別活動方針【学び支援＞つながりができる環境＞ゆるきち】

北海道警戒 ステージ	北海道警戒ステージが想定する状況	方針
1	感染者が散発的に発生しており、医療提供体制に大きな支障がない段階	<ul style="list-style-type: none"> ●各自の判断で自由に来館ができるものとする ●流行状況を注視し、状況に応じてメンバー・利用者へ感染防止対策の徹底を要請する ●十分な感染防止策が講じられない場合、企画は実施しない
2	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	
3	感染者がさらに増加し、医療提供体制への負荷がより一層高まる段階	<ul style="list-style-type: none"> ●事前予約をするように要請し、利用定員を4～8名程度とする ●十分な感染防止策が講じられない場合、企画は実施しない
4	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	<ul style="list-style-type: none"> ●事前予約を必須とし、利用定員を最大4名までとする ●在館メンバー数（職員除く）を2名程度までとし、ICTを利用した参加を促す ●企画は実施しない
5	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	<ul style="list-style-type: none"> ●原則休館とする ●定期的な利用者の個別の状況を鑑み代替措置を検討・実施する

事業別活動方針【学び支援 > つながりができる環境 > からんこえ】

北海道警戒 ステージ	北海道警戒ステージが想定する状況	方針
1	感染者が散発的に発生しており、医療提供体制に大きな支障がない段階	<ul style="list-style-type: none"> ●感染防止策を実施した上で活動を実施する ●流行状況を注視し、状況に応じてメンバー・利用者へ感染防止対策の徹底を要請する
2	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	
3	感染者がさらに増加し、医療提供体制への負荷がより一層高まる段階	<ul style="list-style-type: none"> ●感染拡大状況を踏まえ、連携施設と密に連携し、活動の実施可否について判断する ●活動中の飲食物提供の中止など、感染防止策の強化を検討・実施する
4	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	<ul style="list-style-type: none"> ●対面での活動を原則休止する ●ステージ継続の長期化（概ね1ヶ月程度）が見込まれる場合は、代替措置を検討・実施する
5	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	

事業別活動方針【コンサルティング】

北海道警戒 ステージ	北海道警戒ステージが想定する状況	方針
1	感染者が散発的に発生しており、医療提供体制に大きな支障がない段階	<ul style="list-style-type: none"> ●感染防止策を実施した上で活動を実施する ●流行状況を注視し、状況に応じてメンバー・連携団体へ感染防止対策の徹底を要請する
2	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	
3	感染者がさらに増加し、医療提供体制への負荷がより一層高まる段階	<ul style="list-style-type: none"> ●札幌市内及び活動地域での感染状況を踏まえ、連携団体と密に連携し、活動の実施可否について判断する
4	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	<ul style="list-style-type: none"> ●連携団体へのボランティアの派遣を休止する ●休止とするものについては、非対面での代替を可能な限り実施するように努める
5	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	<ul style="list-style-type: none"> ●連携団体へのボランティア・職員の派遣を休止する ●休止とするものについては、非対面での代替を可能な限り実施するように努める

事業別活動方針【アドボカシー】

北海道警戒 ステージ	北海道警戒ステージが想定する状況	方針
1	感染者が散発的に発生しており、医療提供体制に大きな支障がない段階	<ul style="list-style-type: none"> ●対面でのイベント実施時には、感染防止策を十分に講じる ●非対面での活動の代替が可能なものは、積極的に非対面での活動で代替するように努める
2	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	
3	感染者がさらに増加し、医療提供体制への負荷がより一層高まる段階	<ul style="list-style-type: none"> ●対面での活動を原則休止する ●休止とするものについては、非対面での代替を可能な限り実施するように努める
4	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	
5	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	

感染防止策(1)

- **メンバー・利用者の健康状態の確認**

活動日前後2日間の朝・夕の2回検温し、平均して37.0℃以上となる場合には参加しない（参加前）または、健康観察をする（参加後）ように要請し、その他風邪のような症状がある場合も参加しないように要請する。 ※平熱が37℃付近、個別の疾患等による症状についてはこの限りではなく、個別に判断する。

- **手洗いの励行**

手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものであり、基本的には流水と石けんでの手洗いをする。

- **換気の徹底**

気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに、二方向の窓を同時に開けて行う等、気候・天候・部屋の構造や滞在者数等に応じ、適当な方法で実施する。

- **大勢がよく手を触れる箇所や共用物の清掃（消毒）**

大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ・手すり・スイッチ等）や共用物（机・タブレット等）は消毒液または家庭用洗剤を浸した布巾やペーパータオルで拭く。

感染防止策(2)

- **感染が疑われる者の参加制限**

「感染が疑われる者」とは、「COVID-19の感染者との濃厚接触者」又は、「濃厚接触者との濃厚接触があった者」のことをいう。感染が疑われる者は、「COVID-19の感染者との濃厚接触者」に感染がないことを確認できるまでは、参加を認めない。

感染発生時の対応方針

- **保健所等関係機関と連携し迅速に対応する**

保健所へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示を仰ぐとともに、感染が疑われる者と接触した者の名簿を作成する。

- **感染者情報の取り扱いにあたっては、感染者等に対して、不当な偏見・差別・誹謗中傷が生じないように留意する**

感染者が発生したことを公表する際には、本人（又は保護者等）に対して事前に公表内容について承認を得るとともに、個人が特定されないように十分に配慮する。また、誰もが感染する可能性があり、感染した人が悪いということではないことを併記する。

- **感染が疑われる者の活動参加状況や参加した活動の性質、地域での感染状況等を踏まえ、活動の継続・一時中断・再開・代替を判断する**

判断がつかない状況下では、原則活動は一時中断するようにする。

参考文献

- 警戒ステージ設定の考え方（北海道）
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/0904_keikaisetsumei.pdf
- 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/content/20200903-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf
- 公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（公益社団法人全国公民館連合会）
https://www.kominkan.or.jp/file/all/2020/20201002_02guide_ver03.pdf
- 新型コロナウイルス感染症について 2020年10月（北海道新型コロナウイルス感染症対策本部指揮室）
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/fukyukeihatsu_zentai.pdf

改定歴

- 2020年11月10日 初版
- 2021年5月12日 改定（「まん延防止等重点措置」の新設に対応）